民生委員児童委員協議会連合会運営補助金 20 令和元年度 NO. 評価表

山内 障害·社会福祉課 担当者 所管部課名 民生委員児童委員費 事務事業名 薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び民生委員児童委員協議会連合会運営補助金 根拠法令 交付要領 補助経過年数 2 1 年以上 令和元年度 その他 国県支出金 一般財源 その他の内容 予算額 2,264 千円 千円 2,264 千円 千円 指標名 目標値 目標年度 地域福祉の向上 成果指標① 13,000件/6,500回 令和6年度 (相談・支援件数/関係機関連絡調整回数) 成果指標② 研修派遣の項目、回数及び参加者数 10回 120人 令和6年度 補助対象者 薩摩川内市民生委員・児童委員協議会連合会 (1)組織の運営に関する経費(役員手当、食糧費、交際費及び負担金を除く) 補助対象経費 (2) 研修派遣に要する経費(食糧費を除く) 補助対象事 民生委員・児童委員の資質向上及び協議会連合会の健全な運営 業・活動の内 容 分類 ■運営補助のみ 口事業補助のみ 口運営補助と事業補助の両方 口その他 補助金額又は 補助対象経費の合計額で(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨 てた額)とし、予算で定める額以内とする。 補助率 上記項目の 積算方法 平成29年度 平成30年度 平成28年度 項目

記 す べ

き事

項

	7,1		7.1	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
過去3ヵ年 補助を受ける事	収入	自己	2資金	23, 099, 541	89. 3%	23, 951, 461	85. 4%	23, 848, 067	85. 9%
		L	会費収入	2, 033, 850	7. 9%	2, 025, 925	7. 2%	2, 022, 550	7. 3%
			事業収入		0. 0%		0. 0%		0. 0%
			寄付金・その他助成	21, 065, 691	81. 4%	21, 925, 536		21, 825, 517	78. 6%
		市初	輔助金	2, 264, 000	8. 7%	2, 704, 000	9. 6%	2, 264, 000	8. 2%
					0. 0%		0. 0%		0. 0%
		(育	前年度繰越金)	517, 848	2. 0%	1, 406, 309	5. 0%	1, 651, 190	5. 9%
		計		25, 881, 389		28, 061, 770		27, 763, 257	100. 0%
十の決算状況事業(団体)等の	支出	事業費		22, 937, 146	88. 6%	24, 860, 744	88. 6%	24, 371, 677	87. 8%
		人件費			0. 0%		0. 0%		0. 0%
		その	D他事務費	1, 537, 934	5. 9%	1, 549, 836	5. 5%	1, 548, 072	5. 6%
					0. 0%		0. 0%		0. 0%
					0. 0%		0. 0%		0. 0%
					0. 0%		0. 0%		0. 0%
		(꽃	翌年度繰越金)	1, 406, 309	5. 4%	1, 651, 190	5. 9%	1, 843, 508	6. 6%
			計	25, 881, 389	100. 0%	28, 061, 770	100.0%	27, 763, 257	100. 0%
	支出計/前年度支出計					108. 4%		98. 9%	
	自己資金/前年度自己資金					103. 7%		99. 6%	
	翌年度繰越金/市補助金			62. 1%		61. 1%		81. 4%	
	交付件数			1 件		1件		1件	
	成果指標の推移①			13,741件 / 7,244回		13, 903件 / 6, 533回		12,566件 / 6,228回	
	成果指標の推移②			12回 279人		12回 421人		11回 184人	
水 土	性 【前向証価】 立成20年度			「現代の古士継续」					

【前回評価】平成28年度「現状のまま継続」

・評価表における成果指標と交付要領における効果の測定との内容の合致に努められたい。

【前回評価への回答】

・効果の測定、成果指標については年間相談件数及び関係機関連絡調整回数を 記載した。

【事業のPR方法】

・広報紙で民生委員児童委員の活動内容を紹介している。

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

〈補具	力金の視点別評価〉 【主管		Б・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】				
要件	項目	評価	評価した内容についての説明				
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等 の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の 福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	地域住民の福祉の向上に密接に関わっている。				
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への 支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への 支援が必要である。	A	社会弱者の救済や安心安全なまちづくりのため必要である。				
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	市民ニーズに合致するような各種研修等に積極的に参加し効果を上げている。				
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	自主的な運営により活発な活動がなされている。				
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助 金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は 当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段である と明確に認められる。	A	ボランティア的な団体であることから妥当な手段であ る。				
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。 (交付要綱の補助基準)	A	補助対象経費以内である。				
〈補具	カ金の見直し結果〉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
	≪今後の改革の方向性≫		≪視点別評価≫				
	■現状のまま継続		公益性 ⇒ □高い □低い				
	口見直しの上で継続		必要性 ⇒ □高い □低い				
	⇒今後の方向性 □充実		有効性 ⇒ □高い □低い				
	□移管・統廃合		適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い				
	□縮小		≪今後の改革の方向性≫				
内	口休止・廃止		□現状のまま継続				
	≪上記方向の理由≫		口見直しの上で継続				
部評	安心安全なまちづくりや福祉の向上のために当該	外	⇒今後の方向性 □充実				
価	団体への補助は必要であり、現状のまま継続とし た。	部	□移管・統廃合				
_		価	□縮小				
次		評価結果	□休止・廃止				
結果	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための 手段・計画≫	木	≪まとめ≫				
	なし						

民生委員児童委員協議会連合会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則(平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例(平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。)を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱(平成19年薩摩川内市告示第99号)第2条の表に掲げる民生委員児童委員協議会連合会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 民生委員児童委員協議会連合会運営補助金に係る補助事業等は、会員の 資質向上を図り、地域福祉の向上に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 民生委員児童委員協議会連合会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

- 第4条 民生委員児童委員協議会連合会運営補助金は、次の各号に掲げる経費に ついて交付する。
 - (1) 組織の運営に要する経費(役員手当、食糧費、交際費及び負担金を除く。)
 - (2) 研修派遣に要する経費(食糧費を除く。)

(交付の申請)

第5条 民生委員児童委員協議会連合会運営補助金の交付の申請に係る規則第5 条の市長が別に指定する日は、毎年5月31日とする。

(交付の基準)

- 第6条 民生委員児童委員協議会連合会運営補助金の交付の決定は、次の各号の いずれかに該当する場合には、これを行わない。
 - (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
 - (2) 前各号に掲げる場合のほか、民生委員児童委員協議会連合会運営補助金を 交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

- 第7条 民生委員児童委員協議会連合会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自 ら行った評価に関する書類
 - (2) 研修報告書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類 (効果の測定)
- 第8条 民生委員児童委員協議会連合会運営補助金の効果(条例第4条第2項第

1号の効果をいう。)は、<mark>地域福祉の向上(相談・支援件数)、</mark>研修派遣の項目、回数及び参加者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

- 第9条 民生委員児童委員協議会連合会運営補助金の交付を受けた補助事業者 等は、本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。 (その他)
- 第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 民生委員児童委員協議会連合会運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。

附則

- この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- この要領は、平成29年4月1日から施行する。